

## 議案第 1 2 号

瑞穂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び瑞穂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 2 8 年厚生労働省令第 5 3 号）の施行に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び瑞穂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(瑞穂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 瑞穂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第55条中「（以下この章において「運営規程」という。）」を削る。

第104条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

（瑞穂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 瑞穂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第86条中「第38条、第39条」の次に「（第5項を除く。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2条による改正

瑞穂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

新旧対照表

新			旧		
目次 略			目次 略		
第1章及び第2章 略			第1章及び第2章 略		
第3章 略			第3章 略		
第1節 略			第1節 略		
第2節 略			第2節 略		
(従業者の員数等)			(従業者の員数等)		
第44条 略			第44条 略		
2から5 略			2から5 略		
6 略			6 略		
略	略	略	略	略	略
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所</u> 、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所_____、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師
7から13 略			7から13 略		
第45条及び第46条 略			第45条及び第46条 略		
第3節から第5節 略			第3節から第5節 略		
第4章 略			第4章 略		
第1節から第3節 略			第1節から第3節 略		
第4節 略			第4節 略		
第75条から第85条 略			第75条から第85条 略		
(準用)			(準用)		

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条(第5項を除く。)、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

#### 第5節 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条\_\_\_\_\_、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

#### 第5節 略



第1条による改正

瑞穂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

新旧対照表

新			旧		
目次 略			目次 略		
第1章及び第2章 略			第1章及び第2章 略		
第3章 略			第3章 略		
第1節から第3節 略			第1節から第3節 略		
第4節 略			第4節 略		
第50条から第54条 略			第50条から第54条 略		
(運営規程)			(運営規程)		
第55条 指定夜間対応型訪問介護事業所は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程_____を定めておかなければならない。			第55条 指定夜間対応型訪問介護事業所は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「 <u>運営規程</u> 」という。)を定めておかなければならない。		
(1)から(8) 略			(1)から(8) 略		
第56条から第59条 略			第56条から第59条 略		
第3章の2及び第4章 略			第3章の2及び第4章 略		
第5章 略			第5章 略		
第1節 略			第1節 略		
第2節 略			第2節 略		
(従業者の員数等)			(従業者の員数等)		
第104条 略			第104条 略		
2から5 略			2から5 略		
6 略			6 略		
略	略	略	略	略	略
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等の	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所</u> 、指定認	看護師又は准看護師	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等の	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所_____、指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

<p>いずれかが ある場合</p>	<p>知症対応型通所介護事 業所、指定介護老人福 祉施設又は介護老人保 健施設</p>	<p>いずれかが ある場合</p>	<p>、指定介護老人福祉施 設又は介護老人保健施 設</p>
<p>7から13 略 第105条及び第106条 略     第3節及び第4節 略     第6章から第9章 略      <u>附 則</u>     <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>		<p>7から13 略 第105条及び第106条 略     第3節及び第4節 略     第6章から第9章 略</p>	

